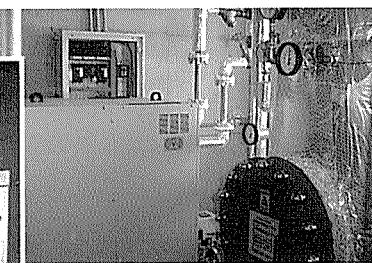


はあもにい 第21号

・昭和48年1月13日 第3種
郵便物認可
・HSK通巻 433号
・発行 2008年4月10日
・発行人 北海道身体障害者
団体定期刊行物協
会(HSK)
細川 久美子
〒063 札幌市西区八
軒8条東5丁目4-18
・定価 110円
・編集 はあもにい編集委員会
(0144) 87-3800

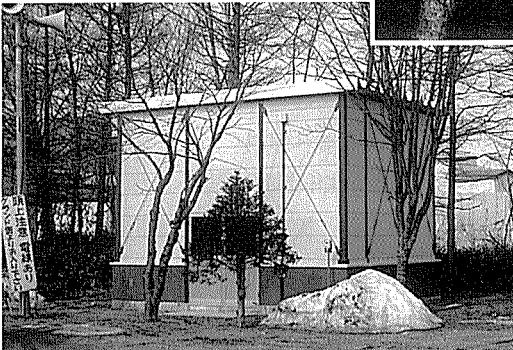
貯湯槽→



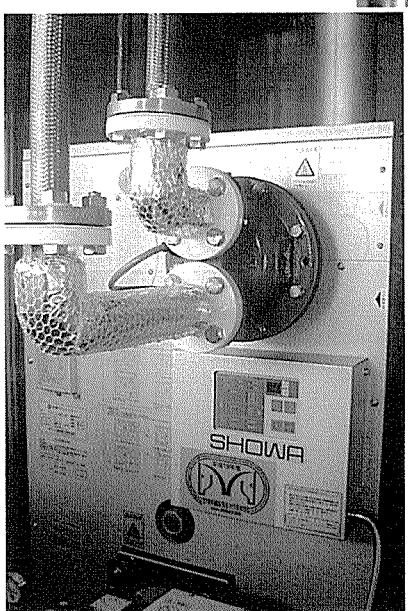
給水管布設工事のようす



給水用ポンプ室

給水タンク 容量5m³ (ポンプ室内)

給湯用ボイラー→



◎白老愛泉園給水管布設工事について

一月下旬、白老愛泉園において給水管布設工事が完了致しました。今回の工事内容は、白老愛泉園から町道飛生線を国道方面へ向かう2.5km地点より、町水道を新たに布設するもので、当施設の自己資金により実施しました。これにより、園舎内の生活用水を井戸水から町水道へと切り替えることが出来ました。

当施設においては、町水道の供給区域外であつたため、開設当初より井戸水を使用しておりました。井戸水の特徴として、年間を通して水温の変動が少なく、地表水と比べると水質が良好で安定していることが上げられます。が、滅菌の必要があることや、地質の影響により、土壤から鉄・マンガン等が溶け出し、水の発色や配管内への付着の原因となる等の問題がありました。

今回の工事により、以前からの懸案事項であつたこれらの問題が改善され、利用者の生活環境も大きく改善されました。

◎白老愛泉園給湯用ボイラー更新工事

二月下旬、中央競馬馬主社会福祉財団の平成19年度助成事業により、白老愛泉園の給湯用ボイラーの更新工事を実施致しました。事業総額は540万円で、内350万円を助成して頂きました。

ここに事業完了のご報告を申し上げますと共に、中央競馬馬主社会福祉財団並びに函館馬主協会をはじめ、ご協力を賜りました関係者の皆様に謹んで感謝の意を表します。

当法人の役員が本年 3 月末にて任期満了による改選となりましたが、去る 3 月に行われた評議員会・理事会により各役員の再任が承認されました。また、職員についても、平成 20 年度より昇格・人事異動、新規採用等がありますので、ここに改めて法人役員及び職員を紹介させていただきます。

今後とも、当法人の事業運営につきまして、皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人 白老宏友会

顧問	顧問	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事長
問	問	事	事	事	事	事	事	事	事	
金	富	丹	田	茂	大	鈴	豊	清	谷	森
田	士	羽	村	木	高	木	岡	水	島	小田井
	博	道	正		宏	靖		静	ハ	豊
崇	次	正	三	靜	雄	男	一	子	ギ	虎吉
										雄

白老愛泉園

施設長	大高宏雄
(昇) 支援課長	高井勝治
支援主幹	明實昭市
(異) 事務副主任	岩澤美奈子
支援員	上河都都子
"	長田雅徳
"	白浜道代
"	杉本誠力
"	関口賢一
"	酒井奉子
"	伊藤かおり
"	小坂法弘
"	曾根光男
"	斎藤孝二
"	清水正敏
"	谷口いさ代
"	伊藤陽子
"	坂本香子
夜間支援員	坂善雄
"	浅沼芳江
看護師	佐藤順子
栄養士	竹田素子
事務員	須貝恵子
"	山田恵美
(新) 法人本部事務員	小林望
嘱託医	藤田英雄
"	今野陽三

ポプリ・ななかまど

統括施設長	茂木 静
(昇) 兼支援課長	北平保
主任支援員	有城雅章
(昇) 兼副主幹	斎藤裕子
支援員	一間新平
"	中道康元
兼支援員	太田愛
補助支援員	古川ひとみ
"	井村洋子
"	太田香
"	千葉理香
"	和野幾子
"	佐藤美幸
"	尾美香
(新)	佐藤綾
"	山本清美
作業支援員	岡本尾英
"	神日比美知子
"	吉田良子
"	浅野邦子
"	岩澤邦る
事務員	西田千鶴
世話人	尾野陽三

あふろ

センター長	茂木 静
支援課長	田野島 靖
生活支援員	佐々木 由紀子
"	高橋郁子
"	加藤二葉
(新)	藤川夫
事務員	谷野ゑみ子
世話人	坂田求
"	山田清美
"	千葉恵子
"	三上寿枝
"	田野島みさ子
"	坪照輝
"	高橋洋子
"	中平雪子
"	吉田フサ子
"	阿部千枝子

社会福祉法人 白老宏友会 事業運営方針

障害者自立支援法が施行されてから、すでに2年が経過しようとしています。児童においても、一部「措置」を残しながらも「契約」へ、障がい者には「障がい程度区分」により利用するサービスが決定される方式となり、利用量に応じた応益負担や食費・光熱水費等の自己負担が少しずつ見直されてきてはいるものの、福祉分野での厳しさは依然として残っております。また、施設事業体系の移行によりグループホーム、ケアホーム、ショートステイなどの居宅支援事業については、平成18年10月より、すでに施行されております。

「ボプリ」、「ななかまど」については法人内での再検討の結果、平成20年度中に新事業体系への移行が決定しております。

「白老養育園」については、当初平成21年4月より行う予定でありましたが、法人内で再検討した結果、平成24

「老健泉園」については、当初平成21年4月より行つ予定でありましたが、法人内で再検討した結果、平成24年度まで延長することが決定しております。

国は「知的・身体・精神」の3障がいの一元化による総合システムづくりを目指し、将来は介護保険との合体を視野に入れていると思われるため、早期に一連の改正を見極めた上で、安定した法人経営に努めなければなりません。

—— 法人経営の取り組み

- 1) 法人経営に関する事項
 - ・予算の適正な執行（経費節減のための創意工夫）。
 - ・新事業体系移行における事業所と立案事業所の適正な推進
 - ・法人役員との協力、理解のための情報共有に努める。
 - ・職員の適材配置と経営意識の向上を図る。
 - 2) 利用者支援に関する事項
 - ・個々の障がいニーズに応じた生活、活動環境改善の推進。
 - ・自己選択、自己決定を尊重して苦情解決を迅速に行い、相互の信頼関係を図る。
 - ・新事業体系移行に向け、利用者への説明と理解を深める。
 - 3) 施設整備に関する事項
 - ・各事業所における設備環境の保全、修理の推進。
 - ・新事業体系移行事業所における施設整備補助、基盤整備補助事業の実施。
 - ・新体系移行立案事業所においては、地域、施設老朽化対応の補助事業等の活用を含めた計画を立案する。

法人職員への取り組み —

- 1) 職員の意識改革に関して
 - ・自立支援法の改革のねらいを理解して、情報を把握し適正なサービスの研鑽に努める。
 - ・新法による配置基準資格者の養成。
 - ・障がい認知の向上や支援技術の習得のための各種研修への積極的な参加。
 - 2) 危機管理に関すること
 - ・年1回のリスクマネジメントを実施して、具体的な対応のための計画、実施。
 - 3) 地域との関わりに関すること
 - ・地域住民に対する貢献意識をもって、施設の機能や専門性を活かした地域協力を図る。
 - ・行政との情報を密にして、福祉はもとより授産活動における関係も含めて、地域との関係を強める。

知的障がい者入所更生施設 白老愛泉園 事業計画

〔障害者自立支援法〕の施行により利用者の利用料一割負担及び食費、光熱水費の負担などが求められ、利用者の負担増大などにもなっておりました。また、施設運営においても事業費の減収など、厳しい時期となつてきておりました。

また、新事業体系への移行について「障がい程度区分」問題などクリアしなければならない問題が山積しています。白老愛泉園においても、移行調査などにおいて平成21年4月より新事業体系へ移行する予定でしたが、再度検討した結果、平成24年度まで延期していく事が決定しており、今年度は生産性を重視せず、日々の日中活動や生活の充実として創作活動や余暇活動を通じた療育活動や重度・高齢者のリハビリ機能訓練などを取り入れた内容で、生活介護事業を想定した方針とした。

〔基本方針〕

- ・新事業体系に即した体系の準備及び研鑽。
- ・重度・高齢者に対する生きがい、ゆとりを取り入れた生活支援の強化
- ・建物及び建物付属設備の老朽化に伴う更新。(建物修繕、給水、各棟の屋根ペンキ塗、作業棟の改修、浴室の改修、椎茸ハウスの増設)
- ・経費の節減と適正な予算の執行。

〔生活支援〕

- ・重度・高齢者の顕著化による生活支援の質の向上。
- ・重度、高齢者の体力維持及び機能低下を防ぐためのリハビリ的支援導入

生活支援

- ・ 重度、高齢者に対する生きがい、ゆとりを取り入れた生活支援の強化
 - ・ 建物及び建物付属設備の老朽化に伴う更新。(建物修繕、給水、各棟の屋根ベンキ塗、作業棟の改修、浴室の改修、椎茸ハウスの増設)
 - ・ 経費の節減と適正な予算の執行。
 - ・ 生活支援
 - ・ 重度、高齢者の顎著化による生活支援の質の向上。
 - ・ 重度、高齢者の体力維持及び機能低下を防ぐためのリハビリ的支援導入

基本方針

- 新事業体系に即した体系の準備及び研鑽。
重度・高齢者に対する生きがい、
ゆとりを取り入れた生活支援の強化
建物及び建物付属設備の老朽化に
伴う更新。(建物修繕、給水、各棟の
屋根ペンキ塗、作業棟の改修、浴
室の改修、椎茸ハウスの増設)
経費の節減と適正な予算の執行。

定期入所支援

- 機能訓練などを取り入れた内容で、生
活介護事業を想定した方針とした。

（基本方針）

 - ・新事業体系に即した体系の準備及
び研鑽。

（通所部支援）

 - ・洗濯園内共用部分の清掃作業の継続
・在宅及び地域生活者等の個々の利
用者のニーズに応じた日中支援の場と
して行う。

通所部支援

- 充実として創作活動や余暇活動を通して療育活動や重度・高齢者のリハビリ、機能訓練などを取り入れた内容で、生き缶、古紙回収等のリサイクル作業の継続。
 - 洗濯、園内共用部分の清掃作業の継続

作業支援

- ・「障害者自立支援法」の施行により利用者の利用料一割負担及び食費、光熱水費の負担などが求められ、利用者の負担増大などにもなつております。また、施設運営においても事業費の減収など、厳しい時期となつてきておりま
 - ・感染症及び肥満防止対策の充実。
 - ・基本的生活習慣の確立、身体的異常の早期発見及び治療。
 - ・和多志の家の利用及び体験型グループホーム開設のための取り組み
 - ・福祉有償運送による有料送迎の実施

知的障がい者通所授産施設 ポプリ 事業計画

障害者自立支援法は、さまざまな痕跡を残し2年という月日が過ぎ去ろうとしております。応益負担という制度の根底にある考え方に対する反対すべく全道、全国の集会に利用者・父母・職員ともども参加し、全道、全国の人達とアピールして参りました。さまざまな問題が指摘され、法の修正や抜本的な改正について議論されているところであります。私たち地域で支える支援者にとっては、自立支援法の「安心して暮らせるものができる地域社会の実現」と言う目的はいさかかも後退させてはならないことを再確認して新年度を迎たいと思います。

このような制度状況を踏まえ、20年度は制度移行に向けた5つの実施テーマを柱に事業運営にあたらなければなりません。

1. 事業形態

分場「ななかもど」の分場形態が残らない事による施設の規模と事業内容の明確化。

2. 職員の基準配置

・管理職者・サービス管理責任者の配置義務による資格取得者の養成。

3. 事業会計

・福祉事業における報酬単価と利用日数制限等による適正予算化。

障害者自立支援法における制度移行への計画、実施。

障害者自立支援法における制度移行の執行と20年度内移行。

以上の取り組みを実現化していくべく明確な1年になると同時に、制度があらゆる見直し状況にあることから課題も残る年になろうかと思われます。しかししながら、本年4月には2名の障がい者であり、新制度の障がい元化というところのポプリは第一歩を踏み出す訳であり、更なる障がい者二人に応えるチャンスと捉え職員一人一人のスキル向上で利用者、利用者父母から期待される事業所へと飛躍したいものと考っております。

I、運営方針

このように制度移行に向けた5つの実施テーマを柱に事業運営にあたらなければなりません。

1. 事業形態

分場「ななかもど」の分場形態が残らない事による施設の規模と事業内容の明確化。

2. 職員の基準配置

・管理職者・サービス管理責任者の配置義務による資格取得者の養成。

3. 事業会計

・福祉事業における報酬単価と利用日数制限等による適正予算化。

4. 給食事業

・食費の補足給付の廃止による給食サービス内容の構築

5. 補助事業

・就労訓練設備整備等事業（19年度内施行）と自立支援基盤整備事業の執行と20年度内移行。

以上の取り組みを実現化していくべく明確な1年になると同時に、制度があらゆる見直し状況にあることから課題も残る年になろうかと思われます。しかししながら、本年4月には2名の障がい者であり、新制度の障がい元化というところのポプリは第一歩を踏み出す訳であり、更なる障がい者二人に応えるチャンスと捉え職員一人一人のスキル向上で利用者、利用者父母から期待される事業所へと飛躍したいものと考っております。

以上は、20年度のスタートにあたり、グループホーム利用者居住構成の一部変更によるソフト面の配慮により、入居者同士の仲間意識を定着させ個々に安心の出来る環境づくりを目標にしていきたいと思つております。

また、親亡きあと的生活環境としてグループホームの生活支援を望む父母が多くなってきており、ショートステイの取り組みはその将来の受け入れ準備としても有効な機会と考えていきました。

自立支援法の流れの中、地域福祉の展開はさまざまなサービスを利用しながらケアホーム、グループホームで普通の暮らしを目指す希望が増えていくであろう状況に、支援スタッフの確保、支援スキルの向上などは課題が多く、二つにそつた中長期的な計画を立て、

地域生活支援センター あぶろ 事業計画

平成19年度計画における地域生活支援センター「あぶろ」の新築計画が関係者のご理解、ご協力のもと11月に完了しました。利用者にとってもグループホーム支援の拠点の存在は、安心や協力関係を更に強化できるものと思われます。

1. 運営方針

障害者自立支援法に基づく事業の推進

2. 地域生活支援センターあぶろの支援体制

・共同生活介護共同生活援助一体型

・短期入所（福祉型）事業

・就労支援（一般就労、福祉的就労）及び関連施設との連携

・地域生活支援センターあぶろの支援体制

3. 地域生活支援センターあぶろの支援体制

・就労支援（一般就労、福祉的就労）及び関連施設との連携

・短期入所（福祉型）事業

・就労訓練設備整備等事業（19年度内施行）と自立支援基盤整備事業の執行と20年度内移行。

以上の取り組みを実現化していくべく明確な1年になると同時に、制度があらゆる見直し状況にあることから課題も残る年になろうかと思われます。しかししながら、本年4月には2名の障がい者であり、新制度の障がい元化というところのポプリは第一歩を踏み出す訳であり、更なる障がい者二人に応えるチャンスと捉え職員一人一人のスキル向上で利用者、利用者父母から期待される事業所へと飛躍したいものと考っております。

以上は、20年度のスタートにあたり、グループホーム利用者居住構成の一部変更によるソフト面の配慮により、入居者同士の仲間意識を定着させ個々に安心の出来る環境づくりを目標にしていきたいと思つております。

また、親亡きあと的生活環境としてグループホームの生活支援を望む父母が多くなってきており、ショートステイの取り組みはその将来の受け入れ準備としても有効な機会と考えていきました。

自立支援法の流れの中、地域福祉の展開はさまざまなサービスを利用しながらケアホーム、グループホームで普通の暮らしを目指す希望が増えていくであろう状況に、支援スタッフの確保、支援スキルの向上などは課題が多く、二つにそつた中長期的な計画を立て、

地域の中でき生き生きと生き続けることができる支援を更に模索する1年と考えております。

1. 運営方針

障害者自立支援法に基づく事業の推進

2. 地域生活支援センターあぶろの支援体制

・共同生活介護共同生活援助一体型

・短期入所（福祉型）事業

・就労支援（一般就労、福祉的就労）及び関連施設との連携

・地域生活支援センターあぶろの支援体制

3. 地域生活支援センターあぶろの支援体制

・就労支援（一般就労、福祉的就労）及び関連施設との連携

・短期入所（福祉型）事業

・就労訓練設備整備等事業（19年度内施行）と自立支援基盤整備事業の執行と20年度内移行。

以上の取り組みを実現化していくべく明確な1年になると同時に、制度があらゆる見直し状況にあることから課題も残る年になろうかと思われます。しかししながら、本年4月には2名の障がい者であり、新制度の障がい元化というところのポプリは第一歩を踏み出す訳であり、更なる障がい者二人に応えるチャンスと捉え職員一人一人のスキル向上で利用者、利用者父母から期待される事業所へと飛躍したいものと考っております。

以上は、20年度のスタートにあたり、グループホーム利用者居住構成の一部変更によるソフト面の配慮により、入居者同士の仲間意識を定着させ個々に安心の出来る環境づくりを目標にしていきたいと思つております。

また、親亡きあと的生活環境としてグループホームの生活支援を望む父母が多くなってきており、ショートステイの取り組みはその将来の受け入れ準備としても有効な機会と考えていきました。

自立支援法の流れの中、地域福祉の展開はさまざまなサービスを利用しながらケアホーム、グループホームで普通の暮らしを目指す希望が増えていくであろう状況に、支援スタッフの確保、支援スキルの向上などは課題が多く、二つにそつた中長期的な計画を立て、

地域の中でき生き生きと生き続けることができる支援を行つて行きます。